

総社市告示第5号

総社市大規模工場等立地促進補助金交付要綱（平成22年総社市告示90号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後細目」という。）が存在する場合には、当該移動細目を当該移動後細目とし、移動後細目に対応する移動細目が存在しない場合には、当該移動後細目（以下「追加細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加細目を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）工場 日本標準産業分類分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。</p> <p>（6）～（10）略</p> <p>（交付対象者）</p> <p>第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）別表第3に定める補助金の交付の対象となる者は、次の<u>ア又はイのいずれかに該当し、かつウに該当するものをいう。</u></p> <p>ア 既に県内で操業を開始している企業が、特定業種（食料品製造業を除く。）へ新規参入（当該事業所にとって、初の取組となる特定業種への設備投資をいう。次号においても同じ。）するために、同一敷地</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）工場 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）分類表中大分類E－製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。</p> <p>（6）～（10）略</p> <p>（交付対象者）</p> <p>第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）別表第3に定める補助金の交付の対象となる者は、次の<u>いずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>ア 既に県内で操業を開始している企業が、特定業種（食料品製造業を除く。）へ新規参入（当該事業所にとって、初の取組となる特定業種への設備投資をいう。次号においても同じ。）するために、同一敷地</p>

改正後	改正前
<p>内若しくは新たに取得した土地(いずれの場合も、市内の土地に限る。次号においても同じ。)に新たに工場を建設する場合又は既存の建物に新たに償却資産の投資をする場合であって、設備投資額が5億円以上、かつ新規常用雇用者が10人以上(市長が<u>特別に認める場合を含む。</u>)であること。</p> <p><u>イ 別表第4に定める補助金の交付の決定及び額の確定を受けた企業が、当該補助金に係る試験研究施設で行う事業に係る工場への設備投資を行うために、同一敷地内又は新たに取得した土地に新たに工場を建設する場合、若しくは、既存の建物に新たに償却資産の投資をする場合であって、当該試験研究施設に係る設備投資額及び新規常用雇用者を合わせて、設備投資額が5億円以上、かつ新規常用雇用者が10人以上(市長が特別に認める場合を含む。)</u>であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 別表第4に定める補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 企業が、特定業種(食料品製造業を除く。)へ新規参入するために、同一敷地内若しくは新たに取得した土地に新たに建物を建設する場合又は既存の建物に新たに償却資産の投資をすることにより、特定業種(食品製造業を除く。)の試験研究施設の投資を行う場合であって、設備投資額が1億円以上、かつ新規常用雇用者が5人以上(市長が<u>特別に認める場合を含む。</u>)であること。</p> <p>イ 略</p>	<p>内若しくは新たに取得した土地(いずれの場合も、市内の土地に限る。次号においても同じ。)に新たに工場を建設する場合又は既存の建物に新たに償却資産の投資をする場合であって、設備投資額が5億円以上、かつ新規常用雇用者が10人以上(市長が<u>10人以上であると特別に認める場合も含む。</u>)であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 別表第4に定める補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 企業が、特定業種(食料品製造業を除く。)へ新規参入するために、同一敷地内若しくは新たに取得した土地に新たに建物を建設する場合又は既存の建物に新たに償却資産の投資をすることにより、特定業種(食品製造業を除く。)の試験研究施設の投資を行う場合であって、設備投資額が1億円以上、かつ新規常用雇用者が5人以上(市長が<u>5人以上であると特別に認める場合も含む。</u>)であること。</p> <p>イ 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。